

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|--|
| Title | 原本玉篇の江戸期写本群 : 巻19水部について |
| Author(s) | 鈴木, 俊哉; 浜田, 秀; 大居, 司 |
| Citation | 広島大学大学院人間社会科学研究科紀要. 総合科学研究, 1 : 59 - 82 |
| Issue Date | 2020-12-31 |
| DOI | |
| Self DOI | 10.15027/50558 |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050558 |
| Right | 掲載された論文, 研究ノート, 要旨などの出版権・著作権は広島大学大学院人間社会科学研究科に帰属する。©2020 Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University. All rights reserved. |
| Relation | |



原本玉篇の江戸期写本群 — 卷19水部について

鈴木 俊哉¹⁾・浜田 秀²⁾・大居 司³⁾

¹⁾ 広島大学総合科学部、広島大学情報メディア教育研究センター

²⁾ 天理大学文学部

³⁾ 無所属

Transcribed Copies of Yupian in the Edo Period – Volume 19

SUZUKI Toshiya¹⁾, HAMADA Shu²⁾, and OI Tsukasa³⁾

¹⁾ School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University

Information Media Center, Hiroshima University

²⁾ Tenri University, Faculty of Letters

³⁾ Independent Researcher

あらまし

日本の古刹に残っていた原本玉篇写本群は、明治初期に黎庶昌・楊守敬が日本に残る古漢籍を『古逸叢書』として翻刻したことで広く注目されるようになった。古逸叢書の収める原本玉篇は、大半は原本ではなく江戸期写本から模刻したものと見られている。しかし、今日確認可能な原本玉篇のデジタル画像やコロタイプ影印と、江戸期写本や古逸叢書を比較すると、現在では失われている部分が見つかる。これらの信頼性を考えるには各写本間の系列を分析することが必要である。本稿では、近年高田時雄氏が新断片を報告した卷19水部について江戸期写本群の状況を調べた。その結果、一部の江戸期写本に見られる誤写が古逸叢書にも見つかった。このことから、古逸叢書における楊守敬旧蔵断片の利用は部分的であり、卷09同様に伴信友本系の江戸期写本を基盤としていることが分かった。

Abstract

Yupian (玉篇) has been regarded as the earliest Kaishu-centric Chinese dictionary, which was edited by Gu Yewang (顧野王) in the Liang (梁) dynasty. In China, the original text of Gu's Yupian has been lost because the simplified version by Chen Pengnian (陳彭年) became quite popular after the Sung (宋) dynasty. In the late Qing (清) dynasty, Li Shuchang (黎庶昌) and Yang Shoujing (楊守敬) visited Japan and discovered several parts of Gu's original text. They were reprinted in their Guyi Congshu (古逸叢書). They had a difficulty browsing and/or taking photographs of the original materials. Their reprints of Gu's text were mainly based on the transcribed copies produced in the Edo period. Recently, Tokio Takata (高田時雄) found a fragment of the original volume 19, which was once owned by Yang. In this article, we compare the original fragments, their transcribed copies in the Edo period,

and Guyi Congshu of the volume 19. Some incorrect modifications in the transcribed copies are found in Guyi Congshu. Therefore, Yang's original fragment was not used as a primal source of Guyi Congshu for Volume 19. Its primal source was the transcribed copies in the Edo period, as in the Volume 09 case.

1 はじめに

1.1 玉篇とは

今日の漢字字典の祖型の一つに、漢代の許慎が編んだ『説文解字』（以下、説文）¹がある。説文は、楷書ではなく篆書によって字体²を示し、その字体と字義の関連を説いた字書であった。日常的なコミュニケーションの書体が楷書体や明朝体に殆ど取って代わられてしまった現在でも、説文を引いて正しい字体を論じる状況や、説文が示す篆書を明朝体化したものが大部の字書に持ち込まれる状況は決して珍しいものではない。

説文の流れを汲んではいるが、説文と異なる利用を意識した字書として重要なものが、梁代の顧野王が編んだ『玉篇』である。玉篇は部首の集合は説文にほぼ従っているが、その順序は改めている。説文においては、重文として示される異体字は、その配された部首を図形部品として含まない場合もあり、字体からの検索に難があった。玉篇ではそのような場合には異体字自身の字体に基づいて別の部首に移動するなどの工夫を加えている。

また字体については楷書によって示し、その構造に関する説明は殆ど削られている。字音と先行

文献が説明する字義に絞った説明となっており、音義書のような利用を考えたものと言えるだろう。

中国で現在まで伝わる玉篇は宋代に編まれた『大廣益會玉篇』（以下、宋本玉篇）である。これは、収字数は増えているが、各掲出字に対する説明は極めて簡略化され、字義の出典名も削られてしまっている。日本には唐代に伝わったと考えられる玉篇の残巻が残る。唐代に孫強が改めたとされる「上元本玉篇」³との前後関係ははっきりしないが、この残巻が黎庶昌・楊守敬による『古逸叢書』（1882（光緒8年）～1884（光緒10年））で「原本玉篇」と称して翻刻されて以降、一般に原本玉篇と言った場合には、日本に残っていた玉篇の残巻を指すようになった。

また、玉篇の招来と近い時期に日本で編まれた字書として空海による『篆隸萬象名義』（以下、萬象名義）はほぼ全体が残っており、見出し字集合としては原本玉篇の姿を良く残すと考えられている。ただし、その注文は宋本玉篇同様に短くされている。

1.2 玉篇の江戸期写本について

宋本玉篇も日本には輸入されており、古刹に残る玉篇は宋本玉篇と異なるテキストであることは

¹ 本稿では基本的には新字体・算用数字で表記するが、書名・人名・引用文においてはISO/IEC 10646:2017で表現できる限り新字体には改めない。ただし、書名のうち特に頻度が高い『古逸叢書』などは以降JIS X 0208に収まるよう「古逸叢書」で表記する。また、ISO/IEC 10646:2017では符号化されていないもの（従って2020年に標準化されたCJK統合漢字拡張Gは含まない）、あるいは符号化されていても通用の実装フォントとの図形的な差が問題となる場合はIdeographic Description Sequenceによって記述した。

² 本稿では、文字図形について「字体」「字形」の2つの用語を使う。模写や活字体への置き換え

を行っても別字と混同しないレベルの図形的特徴を「字体」と呼び、個別の文字画像でない議論できないレベルの図形的特徴は「字形」と呼ぶ。別字との混同可能性については、CJK統合漢字拡張Bまでで符号化されているものを基準に判断した。

³ 近年、楊正業氏らが金代の『群籍玉篇』（中国では『新修玉篇』と呼ばれることが多い）をもとに「上元本玉篇」を復元したとするもの（楊2013など）がよく言及される。しかし、そこでは大徐本説文の新附字に対して説文が引かれるなど通説の字書史と整合しない内容があり、趙2017などのように『群籍玉篇』が引く玉篇もまた宋代以降のものとする見方が妥当と思われる。

古逸叢書以前から知られていた。そのため、この玉篇は顧野王玉篇などと呼ばれて区別されており、江戸時代の蔵書家・学者の間では模写本がやりとりされていた（以下、江戸期の模写本を江戸期写本と呼ぶ）。古逸叢書における原本玉篇も、大半は原本⁴ではなく江戸期写本から模刻したものである。その後、写真からの印刷技術が発達すると、羅振玉『原本玉篇殘卷』や、『東方文化叢書』のように原本の写真がコロタイプ印刷により出版された。岡井1933は、これらの影印と、古逸本および江戸期写本を比較し、影印の時点では行方不明になった部分が江戸期写本に含まれていることを指摘した。これらの行方を追跡し、また、江戸期写本がどのような状態の原本に基づいたものかが残された問題である。

本稿では、高田2015および高田2018で新断片が報告された玉篇卷19に注目し、この新断片が古逸叢書の編纂に用いられたか、また、用いられなかったとすれば、どのような江戸期写本が用いられたかを考えたい。

2 卷19の底本問題と錯簡問題

原本玉篇の卷19の殘卷は、卷首・卷尾が脱落しており、全体の字数は正確には分からない。萬

象名義から推測すると水部のみで見出し項600強⁵を収めた卷だったと思われる。このうち、冷～洗の144項の部分が、卷18後分とともに東大寺尊勝院に伝わっていたとされる⁶。ただし、尊勝院は室町時代に一度廃絶したものが江戸時代に再建されるなどしたので、所蔵される原本玉篇がどのような経緯を持っていたかは明らかでない。

2.1 古逸本原本玉篇の卷19底本問題

古逸叢書の原本玉篇は卷09, 18後, 19, 22, 27を含むが、古逸叢書について良く言及される「写真をもとに模刻する」という手法で彫られたのは、原本玉篇においては卷18後分と卷27（前半の高山寺所蔵分⁷、これは続修本で追加された）だけで、他は江戸期写本の模刻である。これについて、黎庶昌の説明は「水部の冷部より洗字に至る一卷……見るを得べからざれども、探古皆仿寫して副あり。因りて金幣を贈りて假りて之を刻す」とする⁸。また楊守敬の説明⁹は「第十八之後分は柏木所蔵の原本より西洋影照法を用ひて之を刻したれば毫髮も爽はず……高山寺より糸部の前半卷を借得して影照法を以て刻したれば……」と記しており、卷19は写真撮影の対象ではない。この柏木とは柏木探古¹⁰のことで、楊守敬と刻工の間での連絡や校正に全面的に協力していたことが分かっている（高田2018）。

⁴ ここでいう原本とは、日本の古刹等に伝わり、江戸期写本の祖本となつたであろう資料を言う。それらが中国から招来されたか、顧野王玉篇を忠実に模写しているか、といったテキストに関する「原本」ではないことに注意されたい。

⁵ 今、平安時代漢字字書総合データベースの萬象名義の見出し字データベース（KTB_entries.txt）で卷19の見出し項目（注文中に埋め込まれた異体字を除き、Regular種別とされたもの）の数を数えると634項あり、その1/4程度の分量が残っているように思われる。

⁶ 尊勝院の原本玉篇の卷18は、原本に卷首・卷尾を保っており、そこに玉篇卷十八之後分と書かれていることから、2つの卷子本からなる卷18のうち1本で、ほぼ全体が伝わっていると考えられる（卷18全体の卷子本の後半が分離したものではない）。以降、卷19と列挙する際には、卷18後、18後などと略記する。また、卷19の破損前の状況に関しては大居が報告を準備中である。

⁷ 卷27はもと1巻だったものが、糸部の途中で断裂して前半・後半に分かれたものである。

⁸ 岡井1933, p.68の書き下し文を引けば「日本の柏木探古の舊蔵に古寫本玉篇一卷ありて放部より方部に至る、相傳へて唐宋間の物となす。問る携へて予に示す、予其の注文を見るに、翔實にして内に野王案云々といへる多く真に乃ち顧氏の原帙なり。又言部より幸部に至る一卷、水部の冷部より洗字に至る一卷、糸部より索部に至る一卷ありて高山寺や東大寺や崇蘭館や佐々木宗四郎の家やに藏せらるる者、見るを得べからざれども、探古皆仿寫して副あり。因りて金幣を贈りて假りて之を刻す」。年記は光緒8年（1882）である。

⁹ 岡井1993, pp.68-69の書き下し文を引けば「右玉篇卷子本四卷、その第十八之後分は柏木所蔵の原本より西洋影照法を用ひて之を刻したれば毫髮も爽はず、餘は俱に傳寫本を以て木に入れたり。刻成りて後日本の印刷局長得能良介、西京の高山寺より糸部の前半卷を借得して影照法を以て刻したれば乃ち又據りて以て重鑄して糸部は始めて完璧となりぬ」。年記は光緒10年（1884）である。

¹⁰ 1841（天保12年）～1898（明治31年）。

2.1.1 柏木所蔵の模写本

高田2018は「巻19についても柏木は楊守敬に少なからざる援助を與えたことは想像に難くない」と書くが、黎庶昌・楊守敬の跋文をそのまま読むと、巻18後、19だけではなく、最初に出版したもののうち写真を撮影できなかった巻09、27も柏木の模写本に基づいたもののように読める。柏木は古逸本が出版される前年、自ら探古書屋の名義で巻18後の模刻を出版したが、その跋文に巻19の残巻冒頭26行¹¹を持っていると書く（柏木1882）。しかし、黎庶昌は「水部の沔部より洗字に至る一卷」としているので、古逸本は26行部分についても柏木の原本ではなく、柏木の模写本を用いたように読める。原本を持っていたとする柏木の模写本では巻19がどうなっていたか、非常に興味を持たれるが、現在ではその行方は分からない。

2.1.2 楊守敬旧蔵の模写本

跋文には言及がないが、楊守敬は江戸期写本も持っていたことが判っている。田澤仲舒による模写本に楊守敬の蔵書印が押しあてられているものが、現在故宮博物院に残り、影印も出版されている（渡邊1994）¹²。楊守敬がいつこの田澤本を入手したかは不明だが、柏木との関係においては副本を「假

りて」と書いており、購入したようには書いていない。よって、跋文には田澤本の言及は無いと読むべきであろう。古逸叢書の研究における田澤本の重要性には疑いはないけれども、楊守敬の所蔵を根拠に田澤本を古逸本の底本と断定するのはやや性急である。

2.1.3 巻19原本のその後の流伝

柏木によれば巻19の残巻冒頭26行を除いた残り部分は古逸本の編纂時には尊勝院に残っていた筈である。この残り部分もおそらく明治年間に尊勝院から流出し¹³、大正年間には藤田家の所蔵となった。この後、1932（昭和7）年から1935（昭和10）年にかけて、『東方文化叢書』において精細な影印が出版された。

柏木は1898（明治31）年に列車接触により卒してしまい、巻18後分は1901（明治34）年に売却され、最終的にはこれも藤田家の所蔵となった。しかし、巻19残巻冒頭26行断片の行方は明らかでない¹⁴。

26行断片の一部分は、昭和初期に安田文庫所蔵の手鑑に貼りこまれているのが川瀬一馬により発見された（川瀬1937）。残念ながら、安田文庫収蔵資料は戦災により焼亡したと思われる、川瀬調査時の写真のみ知られる。

¹¹ ここでの「冒頭」とは、江戸末期に尊勝院に残っていた首尾を欠く巻19の残巻における「冒頭」である。以降、単に冒頭26行などと書くが、原本玉篇の巻19の完全な姿における「冒頭」ではないことに注意されたい。

¹² 渡邊1994の開題では「故宮博物院蔵天保六年転写本（黒川本）には朱墨の校字書き入れが若干存するが、墨筆は楊守敬のものと思はれる。……『故宮本』は『古逸叢書』の祖本たる所以をもって、極めて重要な典籍であることは言を俟たぬ。」と書く。この文章は影印本の解題という性格もあり、田澤本を古逸本の祖本とする理由を詳しく書かないが、古逸本に収録されている範囲が田澤本と同じであることを根拠としている。具体的には、大福光寺所蔵の巻24は、羅振玉や東方文化叢書の影印には含まれるが、古逸本や田澤本には含まれないことが言及されている。しかし、テキストとしての比較までは踏み込んでいない模様である。ところで、ここで「黒川本」と言われているのは、現在国会図書館に所蔵される黒川春村本のことでないの注意されたい。

¹³ 西村兼文『随見録』（早稲田大学古典籍アーカイブ 請求記号イ02 05248）の「顧野王玉篇ノ事」に、

「東大寺ノ子院ニ一卷アリシヲ前年見シ事アレト其後ハ所在知レザルヨシ」とある（これに関しては久保尾2013を参照されたい）。この項目では柏木が巻18後分を所蔵していること、および古逸本には触れているが、神宮文庫に納められた残巻（巻22）について存在を聞いてはいるが詳細が分かっていない状態である。したがって、古逸本の巻22が出版された明治17年（1884）以前と考えられる。その後、「大正四年十二月に奈良の北島男爵及び橋井家の賣立の際」に現所蔵者の藤田家に移ったことを岡井が記している（岡井1933, p.58）。本稿執筆時点ではこの売り立ての目録等が確認できておらず、北島治房（1833（天保4年）～1921（大正10年））の所蔵であったかは不明である。

¹⁴ 柏木の卒後にその所蔵品を売却した際の目録『柏木探古翁遺愛品陳列目録』（国立国会図書館書誌ID 000010550538）の「巻物之部」に「顧野王玉篇 自放部至方部」や「文館詞林 第668巻」が見える。巻19の冒頭26行は巻物とするには零細すぎるが、「巻物之部」の末尾にある「裂鑑帖」に貼り込まれていた可能性はあるだろう。

そして、2014年になって高田時雄氏が湖北省博物館の楊守敬旧蔵の手鑑から26行の別の部分を発見した（高田2015, 高田2018）が、前述のように古逸本の跋文の中にはこれを利用したという言及は全くない。

2.2 原本玉篇の錯簡問題

前節で述べたように、古逸本の跋文には卷19の原本利用に関する言及は全くない。しかし、古逸本は残巻冒頭26行について、江戸期写本をそのまま翻刻してはいない。

江戸期写本は26行部分が4つに断片化し、それらが誤った順序で模写されているのに、古逸本では誤っていないのである。もし26行部分が繋がったままのものを持っていたとすれば、江戸期写本の誤った順序に従う必要はない。以下、この錯簡問題を指摘した長澤規矩也1940に従って、各断片を次のように呼ぶ。

断片甲：泠～湛の11行、見出字10字

断片乙：濫（湛の古文）の1行、見出字1字

断片丙：湮～瀑の12行、見出字11字

断片丁：澗～潦の2行、見出字3字

この断片丁の後に127行の部分（瀧～洗、見出字119字）が続く。これらが、古逸本では甲→乙→丙→丁→127行の順序で並んでいる。萬象名義や宋本玉篇はそのような順序になっているので、本来の原本玉篇もそうであったと推定される。しかし、江戸期写本は、行款は様々であるが、大半¹⁵が丙→甲→乙→丁→127行という順序になっている。これが水部の錯簡問題である（以下、これを「丙甲乙丁錯簡」と呼ぶ）。

残巻冒頭26行は、古逸本出版直後は行方不明であったため、この錯簡の原因の議論が難しかった。

2.3 長澤規矩也の研究と、その後の進展

2.3.1 長澤の巻19原本錯簡説

長澤1940は原本玉篇残巻について¹⁶、

(一) 京都帝國大學附属圖書館所蔵 伴信友手寫本

(二) 帝國圖書館藏本（せ116）¹⁷

(三) 東京帝國大學附属圖書館所蔵 達摩屋五一舊藏本¹⁸

(四) 靜嘉堂文庫所蔵本（39-54）

(五) 靜嘉堂文庫所蔵 錦所山田以文¹⁹舊藏本

(六) 靜嘉堂文庫所蔵 松井文庫本（森立之²⁰舊藏）

に言及し、(五)だけは綴じ順を改めると巻19の錯簡問題が解消するが、(二)、(四)、(六)は行款が異なるため綴じ順では解消しないので（(六)に関しては長澤は未見で、行款だけで判断したと思われる）、そもそも原本に錯簡があったのではないかと推定した²¹。

2.3.2 断片丙・丁の再発見の意義

先に述べたように、高田氏が楊守敬旧蔵の手鑑の中に断片丙・丁があることを報告した（高田2015および高田2018）。高田氏は、汚れの分布から判断して東方文化叢書で影印出版された127行部分、また川瀬が撮影した断片甲と、もともとは繋がっていたものと判断した。この資料での断片丙・丁相当部分の間には断裂が無いと、原本に錯簡があったとする長澤説とは両立しない。高田氏は早い段階の模写本で錯簡が生じ、現存する模写本は全てその子孫である可能性を指摘した。

ただし、高田氏は我々が尊勝院旧蔵の原本と考

¹⁵ 本稿で調べた限り、既知の江戸期写本での巻19には全て錯簡がある。ただし、3.5.2節で後述するように島田篁村旧蔵本だけは錯簡の状況が異なる。

¹⁶ 以下は、請求記号の漢数字を算用数字に改めた。厳密な引用ではない。

¹⁷ 詳細は書かれませんが、後述の黒川春村本と思われる。

¹⁸ 長澤によれば巻09、27後のみ含む。

¹⁹ 1762（宝暦12年）～1835（天保6年）。

²⁰ 1807（文化4年）～1885（明治18年）。

²¹ 長澤1940での記述は「其の順序は、古逸叢書にては右の如くなれど、傳抄摹寫本は帝國圖書館藏及び靜嘉堂所蔵三本何れも、丙、甲、乙、丁の順にて、内一本（(五)）のみは、行款古逸叢書本と同じく、即ち、

第一・二葉の順を改むるのみにて古逸叢書本と同じくなれど、同行款の（(二)）、（(四)）、異行款の（(六)）は共に、紙の順序を互いに改むるのみにては順を正すべからず。蓋し、錯簡ありし本を寫したるものなるべし。……予信友本を見ず。故に斷言しがたきも、もし上掲（(二)）が（(一)）と行款も同じなりとせば、上記甲、乙、丙、丁の順が丙、甲、乙、丁となりしは、傳鈔本間に綴違ひて錯簡を生じたるならんと思ふよりも、寧ろ、原古寫本に錯簡ありしものと思へんか。古逸叢書は摹刻成つて順を正したるものならん」である。「原古寫本に錯簡ありしもの」は、より正確には、模写本作成の際に参照する時点での原本には錯簡があった、と読むべきであろう。

える資料（東方文化叢書で影印された127行部分、川瀬が撮影した断片甲、新たに発見された断片丙・丁）がそもそも模写本である可能性も留保している。この可能性が否定できないのは、この断片が尊勝院からいつどのように流出し、断片丙・丁が楊守敬に渡ったかはっきりしないためである。もし断片丙・丁が柏木から楊守敬に渡ったとすれば、なぜそれが古逸本の跋文などに見えないのだろうか。また、安田文庫で見つかった断片甲は楊守敬には渡らなかったのだろうか。

2.3.3 巻19断片甲の流伝の再検討

断片丙・丁が楊守敬旧蔵であったことを踏まえ、断片甲の流伝は再検討すべきである。まず、最初の言及は岡井による「その初の廿六行は柏木氏の手に歸し……柏木氏の所蔵もまた今は同家に存せり。」（岡井1933, p.58）である。しかし、川瀬1937の時点では、所蔵していたのは藤田家ではなく、安田文庫であった。岡井1933には岡井が自ら藤田家所蔵の冒頭26行断片を実見したよ

うな言及はないため、柏木旧蔵の巻18後分が藤田家所蔵となったことからの記憶違いが疑われる²²。安田文庫にあった断片甲は大槻磐溪²³が1873年に入手して自身の『知見開導帖』に貼り付けたもので、入手した経緯も湯島圓萬寺からとなっており、柏木が過去に所蔵していたかどうかについては磐溪の跋には言及がない。川瀬は柏木→圓萬寺→磐溪のような流れは考え難いとする²⁴。柏木は磐溪より40歳年下であるので、磐溪の卒後に柏木が入手することも時系列としては可能なようにも思われる。高田2018は一つの可能性として圓萬寺→磐溪→柏木の可能性を指摘している。しかし、川瀬1937はこの可能性は全く論じなかった。

『知見開導帖』の流伝について調べると、大槻文彦²⁵の自宅で行われた1893年の展覧会の目録『愛古堂所蔵展覧品目』にその名前が見えるので、この時までは大槻家に伝わっていたと考えて無理はないだろう。従って、楊守敬の日本滞在期間中に圓萬寺→大槻家→柏木と移ったとは考え難い²⁶。

²² 巻18後分に関しては、藤田家の前に三浦梧楼が所蔵していた時期、内藤湖南が見ていたことが岡井1933のp.57に見えるが、自ら藤田家で実見したという記録はない。岡井1935には岡井1933出版後の様々なコメントを反映した補正が掲載されており（pp.266-292）、その中には川瀬の意見に対する検証も含まれているが、この冒頭26行の現所蔵者に関する情報はない。これはまだ川瀬も断片甲部の所在に気づいていなかったためと思われる。

²³ 1801（享和元年）～1878（明治11年）。

²⁴ 川瀬は、当初は錯簡を認識しておらず、江戸期写本は断片甲・乙を失って丙→丁→127行となっていると解釈していたが、その認識であっても、柏木が26行と書いたため、断片甲の所蔵に関する問題は残るわけである。この調査は『椎園』での論文（川瀬1937）が初出であるが、その時点で「然るに、大槻磐溪の明治七年の手識には些も柏木探古の舊蔵に係ることを述べてをらず、又、明治十五年には探古はなほ家蔵の如き言辭を記するしてゐるのは、大いなる矛盾である」と書き、長澤1940の錯簡指摘後に改稿して『日本書誌學之研究』に掲載された際（川瀬1943）にもここはそのままである。川瀬1937にあった「茲において……唐人若しくは奈良朝の書寫たる原本の書風が著しく崩れてゐる事が見出される。之は直接に原本に據らず、影寫本等の副本に基いて影印した爲ではないかと推定せらるるのである」という部分は錯簡には関係ないが、改稿の際に削っている。川瀬が、書風に関するコメントを削ろうとしたものか、それとも原本ではなく模写本に基づくとした部分を削ろうとしたものかは判らない。

²⁵ 磐溪の次子、『言海』著者。1847（弘化4年）～

1928（昭和3年）。

²⁶ 川瀬は1933～1936年（東京文科大学を卒業した翌年から2代目安田善次郎の卒年まで）の期間は安田文庫への善本の買い入れを担っている。磐溪の長子である如電（1845（弘化2年）～1931（昭和6年））の卒後、その蔵書の一部を如電の次子茂雄（1880（明治13年）～1969（昭和44年））が当時、大槻家当主より1935年末に3回にわたって買い入れたことが川瀬1999（p.112, pp.153-154）で触れられている。川瀬1936にも名前を伏せて書いたとしており、11/25, 11/26, 11/29, 12/3, 12/6の記述がこれに関わると思われる。ただし、これらの中に『知見開導帖』あるいは玉篇に関する言及はない。岡井1933に対して川瀬が『書誌學』上に「和玉篇に關する二三の新見」を表したのが1934年で、そこではこの問題が言及されていない。その時点では安田文庫に入っておらず、大槻家→安田文庫の移転が1935年末にあったと見て良いだろう。川瀬が大槻家から買い入れたものに『知見開導帖』が含まれていたとすれば、大槻家→柏木の経路を全く議論しないことも理解できる。

ただし、川瀬が当時作成した安田文庫目録（うち、大槻家旧蔵書目、『かがみ』第31/32巻による）には『知見開導帖』は無い。より正確に言えば、この目録は古写本・古版本・江戸期版本・自筆本・其他（圖書・漢籍）・宋版・朝鮮本となっていて、単一の内容の本を分類するようになっており、『知見開導帖』のような断片を集積したものをに入れるべき項目が無いのである。この買い入れの時の川瀬の興味は、大槻家に伝わっていた狩谷椽斎や森立之の旧蔵書であって、大槻磐溪自身が作成した資料には興味が無かったように思われる。

2.3.4 「原本」という情報の扱い

以上から、古逸本編纂の時期に柏木が断片甲（後に川瀬が写真撮影できたもの）を含む冒頭26行部分を持っていたかどうかには疑問が残る。また、もし持っていたとすると、楊守敬に断片丙・丁を渡すが、断片甲を残すということにも疑問がある²⁷。

この可能性については、長澤1940も「柏木探古が冷字より潦字に至る二十六行を藏したりといふは、或いは摹寫本を藏してゐたるなるべく、それが古逸叢書の原本なりしものか」²⁸と指摘している。柏木が持っていなかったとすれば、楊守敬が断片丙・丁を入手したのも柏木とは別経路であった可能性も考えねばならない。

これに関して、原本玉篇の巻22についても若干参考となる事例がある。巻22は江戸期写本には含まれておらず、明治以降に伊勢の荒木田姓藤波家から見つかったものである。黎庶昌は方丈徹定（鵜飼徹定）師より原本を模写したものを受け取って模刻したように跋文に書いているが、原本では単なる空白で虫損ではないのに、古逸本では虫損として彫る部分があることから、実際には原本からではなく、模写本²⁹をさらに模写したものである（黎庶昌は自身が原本を確認できたようには書いていない）。

2.3.5 「原本錯簡説」の再検討

戦前の研究の議論の俎上に乗っていなかった模写本として、高山寺が所蔵する模写本がある。小助川貞次氏は、この冊子体の模写本の1枚目・2枚目を入れ替えるだけで古逸本と全く同じ改行位置・改頁位置になることから、古逸本の編纂に高山寺本と近縁関係にある資料が用いられた可能性を指摘した（小助川1991）。さらに、テキストとしては原本と高山寺本が共通して誤る一方、古逸本が修正されている箇所があることから、古逸本→高山寺本という前後関係は有りえず、高山寺本が失われた冒頭26行部分の復元資料として有望であることを指摘した。

行款の強い類似は一つの特徴ではあるけれども、小助川1991は他の模写本のテキストに関しては未検証である。高田2018が可能性を指摘するように、もし模写本の大半が、錯簡を含む写本の子孫であるならば、テキストも相互に似てしまう可能性が高く、そうすると江戸期写本群の中で高山寺本が26行部分の復元に最善とはまだ言い切れない。また、長澤1940は、山田以文本は古逸叢書本と行款が同じなので、紙の入れ替えだけで錯簡が生じる可能性を一度検討した上で却下した。つまり、高山寺本と古逸本の関係が近いとす

²⁷ 本稿執筆時点では十分に調査できていないが、柏木が「原本を持っている」と黎庶昌・楊守敬に伝えているにも関わらず、古逸叢書に利用されていない事例として、『文館詞林』がある。文館詞林は唐代に編まれた詩文総集で1000巻よりなる大部の漢籍だが、大半が散逸して日本に弘仁14年（823）の古写本およびその再模写本が20巻程度ばらばらに残るに過ぎない（森1957）。これらの所在について、元禄年間に小林辰が残巻の所在を調べた目録があり、これを柏木が楊守敬に渡した。その中に柏木が弘仁本の一部を持っていると注している（巻158, 507, 662, 664, 668）。この目録は古逸叢書に含められたが、柏木が弘仁本を持つとした巻は古逸叢書には含まれていない。現在では柏木が所蔵したとする巻の大半が行方不明となっていて「原本を持っている」という情報の正誤が判断できない。巻668だけは柏木卒後の売却目録にあり（他の巻は目録には見えない）、現在は宮内庁書陵部の所蔵となっていて、デジタル画像が斯道文庫で公開されている。これが柏木の旧蔵であることには疑いはないが、デジタル画像で見られる限り、柏木の蔵書印などは押されていない。また、蔵書印などから、この残巻は狩谷掖斎・屋代弘賢（不

忍文庫）旧蔵であることが判っている。

²⁸ 長澤1940の原文は以下の通りである。「なほ、柏木探古が冷字より潦字に至る二十六行を藏したりといふは、或いは摹寫本を藏してゐたるなるべく、それが古逸叢書の原本なりしものか。柏木が十八之後分のみを惜み、十九の断簡を打すてたりといふは不自然なり。十八之後分のみ原本なれば秘藏せしものか。果して然らば大槻磐溪の跋とも齟齬せざるべし」。

²⁹ これについては、岡井1933が「其の摸本は早く久邇宮家に存したれば鵜飼徹定師は之を影寫して黎庶昌に與へ」（p.58）と書き、その直後の神宮司廳による巻22のコロタイプ影印（神宮司廳1935）の解説も「曩に明治十七年（清國光緒十年）六月清國公使黎庶昌、久邇宮家に玉篇を御秘藏遊ばさるるを聞き、知恩院方丈徹定を介して本書の摸本の影寫を得て、古逸叢書續收原本玉篇に収めてこれを刊刻せり」と書く。ここでいう「本書の摸本」は、現在神宮文庫に残る林崎文庫・鳳文館図書館の印記がある模写本と思われる（『神宮文庫和書総目録』p.398の469番、「玉篇残巻」）。

るならば、山田以文本もまた近い可能性があり、これを検討するにはテキストの比較も含めなければならぬ。

2.4 池田証壽による装丁の変化の分析

池田2014および池田2017は、東方文化叢書本で撮影された原本に折り目の痕跡が周期的に現れていることから、その周期を測定し、約37cm（1行3cmとすれば12～13行）の幅で畳んだ折本装の時期があると推定した。この周期は、断片甲～丁部分（26行）の約半分にあたるから、この折本装の時期に折り目の紙が劣化して冒頭26行部分が外れ易くなることも考えられる。さらに、この幅は書写した時の紙の幅（1枚55cm程度）より短いので、原本の補修の際に貼り合わせ順序を誤ったとしても、このような短い周期での錯簡は起きない。またさらに、折本装の時期の折り目は文字にかかっている模写本の作成には難があることから、これを卷子装に戻して模写本が作成され、その後冒頭26行が断裂したと推測した³⁰。

池田氏は、原本に錯簡があったのではなく、模写本を綴じる順序に誤りがあったものと推定した。模写直後には正しい順序であったとしても、綴じが外れて補修する際に底本を参照できなければ、その順序を誤りうる。誤りの原因として、字書は見出し字の後に注記が続くものという先入観から、行頭が見出し字から始まっている断片丙を最初に置いた可能性を指摘している。

以上のように池田2017は重要な指摘を多数含むが、断裂した冒頭26行が柏木に渡ったかはその論点ではない。川瀬1937を参照して最終的には安田文庫に入ったとはするものの、旧説のよう

にその前に柏木の手を経ていたように書く。

2.5 原本玉篇の江戸期写本群の参照関係

ここまでの議論において、原本玉篇の江戸期写本が、高田2018が言うように模写本を再度模写した連鎖関係なのか、それとも長澤1940が想定したように原本から多数の人が個別に模写した並列関係なのか、という研究はあまりなされていない。これは、原本玉篇の研究は第一に原本のテキストの確定が重要であって、鎌倉・室町時代であればとにかく、江戸時代の模写本の参照関係には興味を持たれていなかったということであろう。この研究が少ない結果、古逸叢書に収録されたが原本が行方不明になった資料については、信頼性評価ができないわけである。

この領域に関してほぼ唯一の先行研究が、浜田2008である。これは江戸時代の原本玉篇の模写本群について、書き入れ字がそのまま書き入れとして書写されるか、本文に埋め込むか³¹、あるいは無視するか、といった扱いの違いに注目し、写本数の多い巻09と巻27を指標として調査したものである。その結果、11本の模写本が、大まかには2系列、細かくは4グループに分けられるが、巻09での系列分類と巻27の系列分類は独立しており、巻09においては狩谷掖斎³²本と伴信友³³本を祖とする2系列³⁴があるのに対し、巻27においては狩谷掖斎本・伴信友本の違いは小さく³⁵、これとは別に西来寺本・早稲田本の系列があることを明らかにした。さらに、少なくとも古逸本の巻09は狩谷掖斎本系列ではなく、伴信友本系列に由来することも明らかにした。

浜田2008は、江戸期写本群が原本から独立に書

³⁰ もし既に断裂して前後関係も判らなくなっていたとすれば、断片丁と127行部分が別れている筈なので、高山寺本のようにこの2つを同じ頁に連続して模写するとは考え難い。また、模写本作成のために卷子装にするには、巻軸や表紙を加える必要がある。もし既に冒頭26行が断裂していた場合、そのまま巻軸や表紙を加えることはできず、両方を所蔵している限り接ぎなおしたであろう。接ぎなおした箇所から先に断裂するとは考え難いので、断裂が起きたのは卷子装にした後と考えられる。

³¹ 本稿では、見せ消ち修正されている箇所について、

元の字を書かずに修正後の文字だけを書いている状況を「埋め込み」と扱っている。

³² 1775（安永4年）～1835（天保6年）。

³³ 1773（安永2年）～1846（弘化3年）。

³⁴ 浜田2008での巻09の分析では、狩谷掖斎本系列に分類されたものは森立之本と達磨屋五一本。伴信友本系列に分類されたものは黒川春村本、木村正辭本、田澤仲舒本、古逸叢書本である。

³⁵ 巻27における狩谷掖斎本と伴信友本は、本文テキストの書き入れの状況については大きな差はないが、紙背の模写などに違いがある。

写されたのではなく、模写本の再模写によって増え、かつ、それは原本玉篇の模写本が揃いきらない間に蔵書家・学者の間で相補しながら展開していたことを実証的に示したのは大きな成果である。

また、巻09の状況から判断すると、木村正辭本や古逸本は伴信友本系列であるけれども、伴信友本自身は含まない語部が加わっていることから、古逸本が伴信友本系列の模写本をそのまま模刻したものではないことを明らかにしていることも、底本の推測において重要な成果である³⁶。巻09、27以外の巻については残された課題である。

2.6 本稿の課題設定

以上を踏まえ、本稿の課題を以下のように設定する。

A) 原本玉篇巻19を含む江戸期写本群について、原本（川瀬1937の写真、高田2018の写真、東方文化叢書影印）の書き入れの状況を比較し、巻19における模写本群の近縁関係、および古逸本との近縁関係を調べる。

B) 断片甲・丙・丁が古逸本の底本として利用された可能性を検討する。

高田氏の問いで最も根本的なものは、現在原本として扱われている断片甲・丙・丁および127行部分は、尊勝院に伝わっていたものか、それともその模写本かという問いである。尊勝院からの流出経路は明らかでないため、「尊勝院旧蔵の残巻である」ということを確定する直接的な手段は無い。たとえば、現在原本とされているのは非常に早い時期に作られた模写本で、その模写本には高田氏が確認できたように錯簡がないが³⁷、そこから派生した再模写本の一つが補修の過程で丙甲乙丁錯簡を起こしてしまい、これを含む模写本の起

源となった、というような経緯を考えることもできる。この場合、尊勝院に伝わっていた原本と最初の（錯簡が無かった時期の）模写本を区別できないのである。

実際、江戸期写本に見られる小規模な虫損の模写（錯簡に関わる断裂については除外する）の多くは、影印の中に対応する虫損を見ることができるといえる。虫損の偽作を考えないのであれば、江戸期写本の書写の系列を辿った場合、これまで原本とされてきた資料を経由していると考えるのは妥当であろう。これが尊勝院に伝わっていた原本かどうかを議論するには、入蔵・流出の経緯の調査や、敦煌文書に対して行われたような紙質調査（例えば坂本2015）などが必要と思われる。本稿ではそこまでは立ち入らない。

3 調査と結果

3.1 浜田2008の成果と本調査の位置づけ

浜田2008は巻09（言部～册部）および巻27（糸部～索部）から、これらの江戸期写本の中には狩谷掖齋本を祖とするもの、伴信友本を祖とするものがあることを示した³⁸。狩谷掖齋本は、いま巻09、27を含む1軸の卷子本だけが残る。この巻を収めた箱に「函別 卷十八……卷十九 水湮字以下」と書かれた紙が貼られていることから、もともとは2つの卷子本であり、もう1つは巻18後、19を1軸の卷子本に模写していたと思われる（浜田2008, p.49）。狩谷掖齋本系列に分類された江戸期写本で、巻18後、19を含む形で伝わっているのは森立之本のみである。一方、伴信友本系列の多くは巻18後、19を含む状態で現存する。

³⁶ 浜田2008は木村正辭本の語部は狩谷掖齋本から持ち込まれたことも明らかにしたが、古逸本における巻09の語部はどの江戸期写本とも完全には合致せず、何から持ち込まれたものかは明らかになっていない。

³⁷ 池田2017が指摘した卷子装への改装は、尊勝院内部で行われたと考えられるので、そのような模写本を考えることも可能であろう。

³⁸ 浜田2008によれば、狩谷掖齋本の底本は明らかでないが、天理大学文学部所蔵の残巻を見る限り、原本に非常に近い透写の卷子本である。一方、伴信友

本の底本は「平安一書買某」および奈良に秘蔵される玉篇を副写して持っていた「或人」の本をさらに副写したものと跋にあり、臨写の冊子本である。「平安一書買某」に対して「鶴鶴」と朱書され、これは巻09の残巻を所持していた竹筍楼の二代目、佐々木春行(1764~1819)のことであろう(岡井1933, p.48)。また、「奈良」には「尊勝院」と朱書される。ただし、これらを直接模写したものではなく、「或人」の模写本をさらに模写していることに注意すべきである。

注意しなければならないのは、巻09、27の調査で狩谷掖齋本系列と伴信友本系列では巻09の書写の状況が違おうとしても、巻19においても同じように違おうと即断できない点である。何故なら、原本玉篇残巻の原本はそれぞれ複数の所蔵者が居り、その模写本の流通も各巻ごとに異なり得るからである。このような可能性を考えると、尊勝院旧蔵の巻18後、19あるいは巻19だけの分類を考えねばならない。

3.2 対象とした江戸期写本

浜田2008では多数の江戸期写本を調査しているが、系列分析された中で巻18後、19を含むものは以下である。本稿では、各写本の呼称として旧蔵者名を優先し、それが不明な場合にのみ所蔵機関名を用いた。ただし、古逸叢書のみ、例外として古逸叢書本または古逸本と呼ぶ。名称が浜田2008とは異なる場合があるので注意されたい。

- ① 森立之本（静嘉堂文庫 504-90-20329）巻18後、19ともあり、冊子本
- ② 伴信友本（京都大学附属図書館 21-ハ-4）、巻18後、19ともあり、冊子本
- ③ 黒川春村本（国立国会図書館 わ823-10-1）、巻18後、19ともあり、冊子本
- ④ 木村正辭本（大東急記念文庫 34-31-720）、巻18後、19ともあり、冊子本
- ⑤ 古逸叢書本、巻18後、19ともあり、冊子本
- ⑥ 田澤仲舒本（台北 国立故宫博物院 故観009540-009544）、巻18後、19ともあり、冊子本
浜田2008は巻09、27を指標として系列分析したため、それらを含まないものはひとまず分析から除外された。以下は、除外されたもののうち巻

18後、19を含むものである。この2つの収録状況だけ記す。

- ⑦ 静嘉堂本（静嘉堂文庫 39-54）巻18なし、巻19あり³⁹、冊子本
- ⑧ 山田以文本（静嘉堂文庫 39-62）巻18後、19ともあり、冊子本
- ⑨ 大東急本（大東急記念文庫 34-32-721）巻18後なし、巻19あり、卷子本
- ⑩ 足代弘訓本（宮内庁書陵部 谷307）巻18後、19ともあり、冊子本
- ⑪ 島田篁村本（大阪大学附属図書館石濱文庫 A-10-3）巻18後、19ともあり⁴⁰、冊子本
また、近年存在が報告されたものとして、
- ⑫ 高山寺本（高山寺 第4部 第117函 第27号）巻19のみ⁴¹、冊子本
がある。

このうち、長澤1940が実見したのは①③⑦⑧で、高田2018も①②③⑥を確認している⁴²。

まず気づくことは、巻18後、19はどちらも尊勝院旧蔵だが、その模写本は常に一対で流通したわけではなく、⑦⑨⑫は巻18後を含まない。⑦は巻27後半と合冊してあるが巻18後は含まず、⑨⑫は巻19のみの単巻の模写本である。巻18後を既に持っている、あるいは模写を巻毎に分けたという状況でなければ、巻18後、19の両巻を含む模写本から、巻19部分を抜き出して模写する動機は考え難く、これらの巻19は最も古い流通状況から来ている可能性がある（高山寺は⑫以外の模写本を持っていなかった可能性が高い）。

また、②③⑧は巻19→18後の順序で綴じられており⁴³、巻19の模写本が先に流通していた可能

³⁹ ⑦静嘉堂本は巻27後半（石山寺所蔵分）と巻19の模写が1冊に綴じられたもので、外題は「玉篇 石山寺本影写 完」となっている。

⁴⁰ ⑪島田篁村本は、表紙に「玉篇巻十八之後分」と書かれ、内部にも巻19とは書かれていない。浜田2008でも巻十八後分とだけ記すが、今回再調査したところ、巻19も付加されていることが判った。ただし錯簡の状況は他と異なる（後述）。

⁴¹ 高山寺は巻27の前半部分の原本を所蔵しているが、玉篇の他の部分の模写を揃えようとしていたかは定かでない。『高山寺経蔵典籍文書目録』で確認する限

り、現在所蔵が確認できているのは巻19水部だけであるし、それが所蔵されていた函（117函、うち27番目が玉篇である）も字書類を集めたものではない。

⁴² 高田2018は⑧山田以文本の存在も認識しているが、「筆者未見である」としている。

⁴³ 巻19残巻は巻首も巻尾も失っているもので、残巻を見ただけではそれが第何巻であるかは判らない。②伴信友本は目次に巻18後分については巻第十八之後分と書くが、巻19部分については「水部残巻」としか書かない。⑨大東急本も「玉篇 水部」、⑫高山寺本も「顧野玉玉篇水部之缺」とだけ題する。

性もある⁴⁴。

一方、①⑥⑪は巻18後→19の順序で綴じられている。上述したように、狩谷椽齋本では巻18後→19の順序で模写していたと思われるので、①はこれを受け継いでいることが考えられる。ただし、⑥⑪はどうやって巻19であることを特定したかは今明らかでない⁴⁵。

また、⑩足代本は巻18後と巻19が別々の冊子で綴じられ、巻19の冊子には「顧野王真本玉篇 卷19水部残欠」とあり、巻19であることは認識している。

3.3 調査結果

浜田2008の手法、すなわち原本の書き入れ字が江戸期写本にどのように反映されているかの調

査結果を表1に示した。このうち、原本・⑤古逸本・⑫高山寺本に違いがあるものは小助川1991で既に報告されているので、その番号（小助川1991, pp.89-92にある別表の通し番号を本稿では小助川番号と呼ぶ）も含めている⁴⁶。調査の過程で見つかった、複数の江戸期写本に共通して見える書き入れも含めたが、⑥田澤本にのみ見える多数の書き入れは含めていない。

小助川1991で注目された行款について述べると、⑤⑧⑫は1頁6行（見出し字換算）・1行約25字（注文換算）、①②③④⑥⑦⑪は1頁5行・1行約25字、⑨（卷子本）は1紙10行・1行約25字、⑩は1頁5.5行・1行20字であった。⑩の行款については3.5.3節で補足する。

⁴⁴ ただし、探古書屋の巻18後分模刻本における柏木の跋文、西村兼文の『随見録』（脚注12参照）の記述からすると、尊勝院からの原本の流出は巻18後分が先だったように思われる。

⁴⁵ 伴信友本系列の中に、巻の順序で整序されているものと、されていないものの2つがあることは浜田2008が既に指摘している（p.44）。木村正辭本の場合、木村の『玉篇攷』（1860）は顧野王玉篇、上元本玉篇、

宋本玉篇の区別などにも言及しており、各部首で「按今本作……」などとして宋本玉篇と比較しているので、それによって判定した可能性がある。あるいは、狩谷椽齋本から伴信友本に無い部分を追補しているので、伴信友本を模写した後、狩谷椽齋本を参照して整序した可能性もある。

⁴⁶ b08とb12は原本、古逸本、高山寺本の3者に違いがあるが、小助川1991の調査から漏れたと思われる。

表1：江戸期写本での巻18後、19の書き入れ字の状況

- ▶参照番号の最初のアルファベットはa：巻18後分原本にあるもの、b：巻19原本にあるもの、c：原本で確認できないもの、を意味する。
- ▶原本典拠は巻号と影印資料の略称を示す。東：東方文化叢書、川：川瀬1937、高：高田2018、×：散逸し参照不能。
- ▶基本的な結果の分類は、○、×、●である。○は原本通りに書き入れあるいは見せ消ちしているもの。×は書き入れ字や見せ消ちが無く本文が元のままであるもの。●は書き入れ字を本文に埋め込む、見せ消ちの対象字を書き換えたものを意味する。
- ▶斜線がひかかれている箇所は、当該部分が資料に含まれていないことを意味する。
- ▶b08～b10で「●?」となっているのは本文と書き入れの字体差が小さいため、字体差を意識して書き換えているのか、無意識に書き換ってしまったのか判断が難しいことを意味する。原本では見せ消ちであったが、写本で見せ消ちとしていないものはない。
- ▶c02～c06で「一」となっているのは原本通り書き入れがないことを意味する。
- ▶a01は見出し字として「由」あるいは「击」のような字体が書かれ、欄外に「由」が書き入れてある。⑤古逸本は書き入れ「由」を単に無視しており、⑩足代本では欄外にあった「由」を見出し字の直下に移動させているが、見出し字に対する見せ消ちであることは省略していない。この項目が何の字であるかは後述する。
- ▶c05の「=」は、本文には「𠄎𠄎𠄎ムフロ𠄎𠄎𠄎𠄎木」(②伴信友本、⑦静嘉堂本)や、「𠄎𠄎𠄎ム呂𠄎𠄎𠄎𠄎木」(③黒川本)のような文字が書かれている。
- ▶b12, b17の「△」は、見せ消ちで修正した文字は書き写されているが、見せ消ち点は書き写されていないことを意味する。
- ▶c06の書き入れ「岸」は上部の余白に書き入れられているが、①森立之本、⑨大東急本では模写本が上部で裁断されたために切れている。

| 参照番号 | 巻/原本典拠 | 見出字 | 書入字 | 原本状況 | 小助川番号 | ⑤古逸 | ⑫高山寺 | ⑧山田 | ①森 | ⑨大東急 | ⑪島田 | ②伴 | ⑦静嘉堂 | ③黒川 | ④木村 | ⑥田澤 | ⑩足代 | | |
|------|--------|-----|-------------------|--------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| a01 | 18(東) | 由 | 由 | 欄外(上) | | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| a02 | 18(東) | 觸 | 楚辞「乘?」觸 | 右書入 | | ○ | ○? | 禾 | ○ | 禾 | ○ | 禾 | ○ | × | 糸 | 糸 | 禾 | | |
| b01 | 19(川) | 湛 | 郭璞曰「湛」然 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● | |
| c01 | 19(×) | 湛 | 又音視「林」反 | (散逸不明) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ● | |
| b02 | 19(高) | 没 | 失利「為」没 | 右書入 | 012 | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | ● | |
| b03 | 19(高) | 瀑 | 傳曰「瀑」疾風也 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| b04 | 19(東) | 濃 | 震字「在」雨部 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| c02 | 19(東) | 渥 | 渥厚「」也 | 無 | 049 | 漬 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| b05 | 19(東) | 瀾 | 瀾「也」聲 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| b06 | 19(東) | 湫 | 郡都「縣」東南 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| b07 | 19(東) | 準 | 玄曰「準」度 | 右書入 | 101 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| b08 | 19(東) | 漢 | 𠄎? 𠄎? 𠄎? 米某 | 欄外(上) | | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? |
| b09 | 19(東) | 漢 | 𠄎? 𠄎? 𠄎? 米某 | 欄外(上) | 104 | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? |
| b10 | 19(東) | 漢 | (漢)→𠄎? 𠄎? 𠄎? 米某 | 右横見消 | 106 | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? | ●? |
| b11 | 19(東) | 湯 | 耻郎「反」 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| b12 | 19(東) | 況 | 燕：→𠄎? 𠄎? 𠄎? 弓非... | 右横見消 | | △ | × | × | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ● |
| b13 | 19(東) | 浚 | 所「以」深之也 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| b14 | 19(東) | 浚 | 浚川是「也」左 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| b15 | 19(東) | 淤 | 上林「賦」行 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| c03 | 19(東) | 淦 | 不淦「之」言閃 | 無 | 126 | 注淦 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| c04 | 19(東) | 酒 | 不出容曰「」或 | 無 | 132 | 客曰「酒」 | 溶曰「 | 溶曰「 | 溶曰「 | 溶曰「 | 客曰「 | 溶曰「 | 溶曰「 | 溶曰「 | 溶曰「 | 溶曰「 | 溶曰「 | 溶曰「 | |
| c05 | 19(東) | 酒 | 毛詩酒爵奠斝 | 無 | | - | - | - | - | - | - | ⇒斝 | ⇒斝 | ⇒斝 | ⇒斝 | ⇒斝 | ⇒斝 | - | |
| c06 | 19(東) | 酒 | 尔雅望涯酒而高岸 | 無 | | - | - | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | 「岸」高存 | |
| b16 | 19(東) | 淬 | 霜「露」許 | 右書入 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| b17 | 19(東) | 淬 | 郭「璞」曰璞 | 右書入見消点 | 149 | ● | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ● |

3.4 卷18後分の調査結果概要

まず、卷18後分原本での書き入れは卷19よりずっと少なく、これらから写本の近縁関係の評価するのは非常に難しい。本稿では差異について述べるに留める。

3.4.1 江戸期写本、古逸本、影印本

本稿では各資料での書き入れの扱いを比較するが、岡井1933と長澤1940が既に指摘しているように、この3種には出入りがある（岡井1933, pp.56-57）。

- A) 「輶」「輶」を含む2行：江戸期写本にはあるが、柏木本・古逸本・影印本には無い。
 - B) 「輶」～「輶」を含む6行：江戸期写本にはあるが、柏木本・古逸本・影印本には無い。
 - C) 「輶」を含む1行：影印本にはあるが、江戸期写本・柏木本・古逸本には無い。
- の違いがある。

この原本の状態の変化がいつ生じたかは興味深い問題であるが、今回調査した卷18を含む江戸期写本①②⑧⑩⑪は全て共通した状態で、原本の異なる状態から模写されたと思われるものは無かった⁴⁷。

3.4.2 a01「由」項の書き入れ

a01の書き入れは、「用」部の部末にある「由」あるいは「击」のような見出し字（表1）に対し、注記の中では全て「由」の字体で書かれていることを踏まえ、「由」であることを指示しようとしたものと思われる。少なくとも見出し字とは筆跡が異なる。

表2：卷18用部の「由」字と書き入れ

| 資料 | 原本 | 古逸本 | 黒川本 | 田澤本 | 篆隸萬象名義 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 書入 | 由 | 由 | 由 | 由 | |
| 見出字 | 由 由其虞 | 由 由其虞 | 由 由其虞 | 由 由其虞 | 由 由其虞 |

現行の説文は「由」字を収めない⁴⁸。この卷18後分では「餘同反。考工記繫擊其所縣而由其虞鳴。……」としている⁴⁹。萬象名義の卷18では「余周反。若角也……」とし、宋本玉篇は「弋州切。若也……」⁵⁰としている。反切は異なるが⁵¹、少なくとも萬象名義の祖本となった玉篇にもあったことは間違いのないだろう。

萬象名義でも見出し字の字体は現在の通用の「由」の字体とは異なる⁵²。これらの資料が実際に書写された時期には「由」は現在通用の字体で安定していたが、原本玉篇の示していた字体は何らかの理由で当時通用の字体と異なっており、卷18後分残巻や萬象名義ではそれに従ったと思われる⁵³。その理由として考えられるのは、玉篇全体の中では「由」に似た字体が卷16で挙げられているので⁵⁴、それとの衝突を避けるために変更を加えたというものである。説文には小篆字体が「由」に似た部首字があり、大徐本説文における

⁴⁷ 浜田2008および3.5.1節で述べるように、③④⑥の底本は伴信友本であるのでここでは除外した。

⁴⁸ 「由」は大徐本・小徐本ともに見出し字としては見えないが、声符として含む文字は多く（苗・迪・袖・詠・冑・笛など）、それらの小篆での「由」は楷書字体そのままである。これを踏まえて段注本で「由」が追加されているが、系部の「繇」の或体としてである。

⁴⁹ 『周禮』の考工記には「是故擊其所縣而由其虞鳴」という箇所があり、これを引いたものと思われるので、「由」字の説明であることは確実である。

⁵⁰ 今、平安時代漢字字書総合データベースのSYP.txtによった。

⁵¹ 切韻での「由」（いま切三、王一、王三による。下平声・43尤韻）の反切は「以周反」であることを考えると、原本玉篇の「餘同反」よりは萬象名義の「余周反」のほうが正しかったのではないだろうか。ま

た、切韻の「由」の字体（いま王一による）は現代の通用字体そのままである。

⁵² 紙幅の都合上ここでは示さないが、萬象名義での直前の項「甯」の注文「奴定反。由、用」に見える「由」は現代の通用字体と同じなので、この当時の「由」の通用字体が見出し字字体のようであったとは考えられない。また、宋本玉篇の卷18用部末で示されるのは現在通行の「由」と同じ字体である。

⁵³ 『古文四聲韻』が挙げる「由」の古文には「由」のように作るものが見えるが（下平声・19尤韻）、典拠は「古孝經」などとされており、どこまで遡れるかには疑問がある。

⁵⁴ 萬象名義および宋本玉篇では卷16末に見える（部首番号254）。これに相当するものは、説文では卷12下に見える。

説解ではこれの楷書字体を「𦰩」または「𦰪」で書く（東楚名𦰩曰𦰩……側詞切）⁵⁵。説文においては、この部首に配された字⁵⁶の説解の楷書字体でも𦰩・𦰪を部品として用いるが、唐代にはそれらの楷書字体は図形部品を「田」や「由」で書く字体で通行していたらしく、萬象名義では部首字を含め全て「由」で書いている。宋本玉篇では部首字だけは「由」に彫っているが、当該部首でこれを部品として含むものについては殆ど「由」と彫り分けできていない。

楊守敬は森立之から萬象名義の模写本を譲り受けており、古逸本の跋文でもこれに言及している。これを考えると、原本玉篇の巻16そのものは未見であっても、この見出し字に関しては書き入れを反映して改める必要は無いと判断したのではないだろうか。

3.4.3 a02「𦰪」項の書き入れ

a02の書き入れ字については、原本および古逸本で見ても、何の字であるか判断し難い。書き入れ箇所で見られているのは楚辞の巻04「九章」にみえる「涉江」の「乗船船余上沅兮」と思われる。また、この次の「舩」字の注記でも同じ文字が用いられているが、それは淮南子の巻09主術訓にみえる「而不能與越人乘幹舟而浮於江湖」を引いたものと思われ、「乗」の草体と推測できる。表1および表3に示すように、江戸期写本は「𦰪」字の注記の書き入れでは、これを正しく模写できていない一方、「舩」字では正しく模写できている⁵⁷。伴信友本以前の段階で、「𦰪」の箇所を一度「禾」に誤り、それが何の字であるか認識できないまま模写した結果、田澤本や木村正辭本のように2箇所で大きな差異が生じたと思われる⁵⁸。

表3：巻18舟部の「乗」と見られる字

| 見出字 | 原本 | 古逸本 | 田澤本 |
|-----------|----|-----|-----|
| 「𦰪」 注文 | 禾 | 禾 | 禾 |
| 「舩」 注文 | 禾 | 禾 | 舩 |

3.5 巻19の調査結果

2.2節で述べた丙甲乙丁錯簡は、本稿で調査した江戸期写本のうち⑪以外の全てにあった。⑪冒頭も錯簡があり、正しい順序ではないが、詳細は後述する。

巻19は、原本では少なくとも17箇所の書き入れや見せ消ちがある（b01～b17）。原本が行方不明で検証できないけれども、古逸本や多くの江戸期写本に書き入れがあるものが1箇所（c01、断片乙相当箇所）、また原本や江戸期写本になく古逸本にある書き入れは少なくとも3箇所（c02～c04）、複数の江戸期写本に見られる書き入れが少なくとも2箇所（c05～c06）ある。

調査した江戸期写本の中で、⑩足代本は例外的に大半の書き入れや見せ消ちを本文に埋め込んでしまっている。これを底本として書写したものがあつたとすれば、もはや書き入れとして復元することはできない筈だが、本稿で確認できた江戸期写本の中にはそのようなものは見られなかった。ただしb11, b13～b15については、伴信友本系列と見られる⑥田澤本でも書き入れが本文に埋め込んでいる。田澤本は他本に比べて略字を多く使うので、これを模写すると足代本のようにはならない。現時点では偶然の一致と考えたい。

3.5.1 巻19の模写本の近縁関係

まず、浜田2008で調査された巻09の状況と比べると、巻19では原本にあった書き入れ（b類）

⁵⁵ 大徐本では巻12下、小徐本では巻24に収める。宋刊大徐本および小徐本では「𦰩」である。五音韻譜や汲古閣本では「𦰩」である。段注本は小篆字体に合わせ「由」に改めた。

⁵⁶ 説文が掲出するのは𦰩、𦰪、𦰫、𦰬、𦰭、𦰮、𦰯。萬象名義では、𦰪、𦰫、𦰬、𦰭、𦰮、𦰯が追加され、宋本玉篇ではさらに𦰪、𦰫が追加されている。

⁵⁷ 足代本では「舩」の注文には「乗」と横に書き入れ

であるが、「𦰪」での書き入れは「禾」のみである。

⁵⁸ 森立之本は「禾」になっているが、巻18後→19の順で綴じられていること、また、伴信友本系列は「舩」の注記の書名「淮南子」を「隹南子」と誤るのに対し森立之本は正しく「淮南子」とすることから、森立之本の巻18後分は伴信友本系列から模写されたものではないと思われる。

が江戸期写本でも同様に書写されており、明確な系列差の指標となるような違いに乏しい。従って、近縁関係の評価には原本に無い書き入れ（c類）も含めざるを得ない。

この中で特徴的なものとして、「一度原本と異なるように誤写したものを、見せ消ちで修正した」c05とc06がある。

まず、最も多くの模写本に見られるのがc06で、①②③④⑦⑧⑨に見られる。⑩⑪はc06の箇所の誤写がそのまま残り、見せ消ちがない。⑥は修正字を本文に埋め込んだが、誤写字も残っている。

次に、c05は②③④⑦に見られる。浜田2008は、②③④⑥⑦は一つの系列であることを明らかにしたが⁵⁹、巻19についても同様の結果を得たと言える。⑥はc05を含まないが、b11, b13~15, c06で書入れや見せ消ちを本文に埋め込んでいることを考えると、⑥はc05の見せ消ちを本文に反映させたと思われる⁶⁰。

以上から、巻19においても、②③④⑥⑦は一つの系列と見て良いであろう。以下、これらを伴信友本系列とする。これらはc05が無い模写本よりも後に分岐したものと思われる。

①は、伴信友本系列と同様に1頁5行の行款ではあるが、断片甲以降では伴信友本系列と1行ずつ改頁位置がずれている（この理由は3.6節で詳述する）。これに符合する特徴を持っているのが⑨である。

⑨は、1紙あたり10行の行款の卷子本である。5-6行目の間にしばしば若干の空白が見えるので、1頁5行の冊子本から模写したか、あるいは⑨自身が1頁5行の冊子本を改装したものであろう⁶¹。この⑨の改丁位置は①とだけ符合する。また、c05, c06の状況も両者は符合している。ただし、⑨はb17の見せ消ち点を失っているため、⑨→①のような参照関係ではない。また、

脚注72で後述するが、⑨が①よりも原本に近いと思われる状況もあり、①→⑨のような参照関係も考え難い。

本稿で調査した江戸期写本のうち、巻18後を含まないことから、巻19の古い流通状況を反映している可能性があるとしたのは⑦⑨⑫であった。このうち⑦はc05を含んでいるため、除外される。次に⑨について考えると、丙甲乙丁錯簡を持つということは1頁6行（または1紙12行）の行款の模写本を経由している筈で、その後さらに1頁5行の冊子本を経由し、1紙10行の行款となったと考えられる。従って⑨も古い流通状況を反映しているとは考え難い。よって、巻19単巻の模写本の中で最も古い流通状況を推測する材料となるのは⑫であろう。

さて、行款の一致に加え、b12の見せ消ちが脱落している状況から、⑧⑫には近縁関係があると思われる。ただし、この2つの前後関係を考えようとすると、巻18後分を含む点やc06の見せ消ちがある点では⑫が古いかのように見えるのに対して、b07の書き入れが脱落している点では逆に⑧が古いかのように見える。このため、⑧⑫に単純な前後関係を想定し難い。

またさらに、⑧⑫以外の模写本ではb12の見せ消ちが残る（伴信友本系列にも残る）ということは、あたかも他の模写本は⑧⑫よりも古い、b12の脱落の無い状態から分岐した系列であるかのように見えるけれども、もしそうだとすると⑧のc06の誤写の状況が他の模写本と符合することの説明がつかない。前後関係をどう扱うかは4.2節での考察に回し、ここでは①⑨、②③④⑥⑦、⑧⑫にはそれぞれ近縁関係があるという指摘に留める。

残る⑩⑪はc06の状況が共通しているが、その関係はどうであろうか。⑩は大半の書入れを本文

⁵⁹ 浜田2008において最も主要な指標となったのは巻09である。⑦は巻09を含まないが、巻27の紙背の模写から伴信友本に近いことが指摘された。旧蔵者が不明で跋文も無いことを考えると、他の巻も含む模写本のセットから一部分だけ抜け出たものが⑦だったと思われる。

⁶⁰ 後述するが、⑥には書入れ以外でも伴信友本系の特徴が見られる（3.6節）。

⁶¹ 筆者らによる調査では、⑨の紙には明らかに冊子本であったと判断できる折り目が見当たらないので、⑨は最初から卷子本で装丁され、1頁5行の冊子本から模写したものと考えたい。

に埋め込んでいるのに対し、⑪は書入れとして書写しているため、少なくとも⑩→⑪という関係ではない。さらに、この2つには、他本に見えず相互に異なる錯簡や脱落があり、この2つに近縁関係があるとは考えられない。以下の小節では、この⑪島田本と⑩足代本の錯簡と脱落について簡単に整理する。

3.5.2 島田本での錯簡について

本稿で調査した江戸期写本は、島田本を除いてすべて丙甲乙丁錯簡がある。島田本では、巻18後に続き、巻19が断片丙→丁→127行→甲と繋がり、断片乙部に至る前、「湊」を掲出した行で途切れている。行款が1頁5行なので、断片丙・丁の境界は頁の途中に来るのだが、何も断裂がなく続けて描かれている。そして127行部末の断裂と断片甲冒頭の断裂が左右対称であるかのように続けて描かれている。

このような錯簡が生じる経緯を考えると、少なくとも、断片甲・丁の誤った接続が頁内に現れる森立之本や大東急本、あるいは伴信友本系列から模写したものではないし、断片甲が末尾に来ることから、見出し字を指標として整序した結果とも考えられない。

最も簡単な推測は、残巻冒頭の断片甲・乙が断片丙以降から離れ（ただし、断片丙・丁・127行部分は連続したまま）、2つの前後関係が判らなくなった状態の模写から発生したという可能性である。この場合は、島田本は本稿で調査した他の江戸期写本とは全く別の起源を持つことになる。しかし、b02の原本にある書き入れの脱落や、b08～b10の書き入れが本文に埋め込まれていることは他の江戸期写本と共通しており、この可能性はやや考え難い。

もう一つは、古逸本のように1頁6行の模写本の系列がまずあり、この第1葉（断片甲・乙）・第2葉（断片丙）が入れ替わったものからは高山寺本・山田以文本が発生し、第1葉を最後に回したのから島田本が発生したという可能性で

ある。そのような底本を仮定すると、本来の最終葉は「洗」字後に3行分空白が残っているため、さらに模写を重ねないと島田本の状態にはならない（島田本は「洗」字の後に空白なしで断片甲の模写が続く）。

どちらの可能性であっても、島田本の錯簡状態は、高山寺本・山田以文本の成立以前に起源を求めることになるが、本稿で調査した範囲では島田本に似た写本が無く、また、島田本そのものの成立過程についても十分明らかにできていないため、系列の分岐時点の推測に止め、島田本特有の錯簡の原因についての判断は今控えておきたい。

3.5.3 足代本での脱落について

足代本では、巻19模写の冒頭は多くの江戸期写本同様に丙甲乙丁錯簡を持つが、127行部分に多く脱落が見られる。そもそも足代本は1行あたりに書かれる文字数が他の江戸期写本より少ないため、改行位置も他の模写本とは異なっている。漢籍における多くの字書は注文を割注で書くので、注文を基準として数えれば1頁あたり偶数行とするのが一般的だが、足代本は1頁あたり11行（見出し字換算で5.5行）となっていて、そのようにできない⁶²。この行款で虫損や断裂部分を模写しようとしたため、様々な変形が加わっており、底本の状態の推測を難しくしている。

足代本との対比のため、原本127行部分を以下のように区切る。

- A) 漚～漚 (60字)
- B) 浣～漚 (11字)
- C) 淥～洒 (33字)
- D) 灑～洗 (15字)

原本ではA, B, C, Dの順番に並ぶが、足代本ではA, C, B, Dの順番に並ぶ。また微細な部分では、A内の「𦉰」、C内の「溢」が脱落している。これらの錯簡や脱落に関して、以下の書き込みがある。

- 断片丙→甲境界：断裂が描かれ、そこに「欠文」と書き込む。

代弘訓所蔵本などを確認する必要があるだろう。

⁶² 足代本がこのような割注のある漢籍の模写に適さない行款になっている理由を議論するには、他の足

- 断片乙→丁境界：断裂模写はなく、「有欠文乎」と書き込む。
- A→C境界：断裂模写はなく、「此文不讀」と書き込む。
- C内の「溢」脱落：欄外に「溢」があるべきことを書き込む。
- C→B境界：断裂模写はなく、「恐有欠文乎」と書き込む。
- B→D境界：断裂模写はなく、「欠文」と書き込む。

足代本は多くの引用文献名・人名に縦二重線を上書きしており、模写した後に注文を読もうとしたことは明らかである。このことから、今回足代本で見つかった錯簡は、足代本で初めて発生したのではなく、底本に錯簡があって、それを修正しきれなかったと思われる。また、脱落の開始箇所は、原本で見ても、足代本で見ても、行の途中に位置することから、本稿で調査した江戸期写本と足代本の間には1行当たりの字数がどちらも異なる模写本が介在したと思われる。

3.6 断片丙部を欠く模写本は流通したか

高田2018は、②伴信友本と⑥田澤本は丙甲乙丁錯簡を持つが、断片甲冒頭だけでなく、断片丙末にも断裂があるかのように書写されていることを指摘し⁶³、さらに森立之『経籍訪古志』の徐承祖鉛印本では「一為水部泠字至洗字」⁶⁴とあることから、錯簡後に冒頭となった断片丙が欠け、断片甲→乙→丁→127行となった写本⁶⁵もあったようだと考える。

高田2018が言及する断裂を模した線は表4に示すようなものである。伴信友本・静嘉堂本・黒川本・木村正辭本に見られる。断片甲側の断裂線は天地全体に描くのに対し、断片丙側の断裂線は天地全体ではなく、1/3程度の高さしかない。また、断片丙・甲の間に見出し字換算1行分の空

表4：丙部末で断裂を模した描線

| ③黒川本 | ⑥田澤本 |
|------|------|
| | |

白をとり、当該頁は見出し字換算で4行しか書かない。田澤本の影印では断裂線ははっきりしないが、空白の取り方は同様である。これらの模写本は3.5.1節で整理したように伴信友本系列であるので、断裂線や空白も伴信友本に従ったものと思われる。

森立之本も、断片丙・甲の境界が頁内に来る行款である。伴信友本と異なり、断片甲側の断裂線は天地全体に描くが、断片丙側の境界線は全く描かない。また、断片丙・甲の間は伴信友本系列のようには空けず、当該頁は他の頁と同様に5行書かれている。このため、伴信友本と森立之本は断片甲以降の改頁位置が1行ずれている。

大東急本は、断裂線を断片丙・甲両側の天地全体に描く。断片丙側の断裂線は伴信友本系のようなうねりはなく、単なる直線のようなものである。断片丙・甲の間には空白を取らず、当該紙も他の紙と同様に10行書く。従って、この後の改丁位置は森立之本と同じものになる。

このように、丙部末をどのように模写するかはあまり一定しておらず、「模写本の中に、一度丙・丁部が断裂した後、それを継いだ模写本があって、これらはその模写本の状況を引き継いでいる」とは考えにくい。この箇所は、もともと森立之本のように断片甲側の断裂線しか描かない状況であったものに対して、「どうしてこうなっているのか」を説明しようとして断片丙側に後付けで断裂線を加えたのではないだろうか。

⁶³ 繰り返すが、高田2018で報告された楊守敬旧蔵の断片丙・丁部には断裂が見えないので、模写本が断裂していた可能性を考えるのであろう。

⁶⁴ 「泠」は断片甲の先頭であり、「洗」は127行部分の最後である。

⁶⁵ 『経籍訪古志』徐承祖鉛印本の記述は、断片甲か

ら始まると読むことはできるが、そう読んだ場合でも断片丙だけが脱落しているのか、続く断片丁も脱落していると読むべきかは明らかでない。ここでは高田2018の「湮至瀑十二行のないものもあつたらしい」解釈に従った。

またさらに、『經籍訪古志』の徐承祖鉛印本の記述を読み直すと、残巻冒頭が「冷」となっているが、読み方によっては錯簡を再配列した後の範囲で記述したもののようにも読める。徐承祖鉛印本は楊守敬が得た写本を底本にし、森立之にも校正を依頼したもので、その出版は古逸本の出版直後である。これを考えると、森立之がもともとは錯簡問題を認識していなくても、校正の過程でそれを知って修正した可能性もあるだろう。

ただし、高田2018の論点は「断片甲→乙→丁→127行という構成の模写本があったかどうか」ではなく、「丙甲乙丁錯簡とは異なる状況の模写本もあったかどうか」と読むべきであろう。島田本は錯簡の状況が異なる模写本の実例である。

4 考察

4.1 古逸本の巻19の底本

さて、この調査を踏まえると、古逸本の巻19の底本についてはどう考えるべきだろうか。まず注目すべきなのはb02の書き入れである。小助川1991では原本に無く、古逸本が校訂して書き加えたものと考えていた。高田2018で報告された断片丙部の写真を見ると、原本にもb02の書き入れがある。そして、今回調査した範囲では足代本以外の江戸期写本は全てb02の書き入れを失っている。足代本は脱落が多く原本からかなり離れた模写であることを考えると、b02が原本から書き写されて足代本に至った系列があるということではなく、校訂によって加わったものと考えてのが妥当であろう。

従って、原本が古逸本の版下作成に利用された可能性を再検討しなければならない。もちろん、断片丙・丁を古逸本の版下作成の段階で持っていたとしても、127行部分は模写本から模刻せざるを得ないので、それらを組み合わせたとということになる。

それでは、行款に近い高山寺本あるいは山田以文本との関連はどうだろうか。両写本ともb12の見せ消ちを失っているため、これらから派生した

資料を模刻すると、古逸本の状態にはならない。小助川1991が明らかにしたように、古逸本が誤字を加筆修正する場合、多くは完全に置き換えてしまい、底本の誤字は残さない。従って、古逸本がb12を見せ消ちで修正しているのは、底本に由来する可能性が高く、高山寺本・山田以文本以外の江戸期写本から来ていると考えるのが自然であろう。

しかし、底本を伴信友本系列や森立之本だと考えると、参照した江戸期写本は古逸本の行款とは異なるという問題がある。これについて考えてみると、3.3節で述べたように、巻19の江戸期写本の大半は、1行あたり字数はほぼ同じで、同じ位置で改行している（原本と同じ箇所で行っている）。またさらに、巻18の模刻において、原本では明らかに断裂があるのに、空白を取らずに模刻し、注文が通じなくなった箇所があることが知られる（岡井1933, p.57）。古逸本の模刻は、改行位置は維持するが、改頁位置についてはそこまで厳密ではなかった、という可能性も考えられるだろう。

4.1.1 田澤本が底本である可能性

それでは、楊守敬旧蔵の田澤本を底本と見るべきだろうか。田澤本には多数の朱筆があり、楊守敬によると考えられているが、これを版下作成のための書き入れとは考え難い点がある。具体例を表5に示すが、

- 古逸本では写真から模刻した巻18後分についても、田澤本には書き入れがある。
- 田澤本の書き入れと異なる形に修正している（小助川番号63など）。

というものが見られる。

巻18後分の見出し字「式」における書き入れを見ると、田澤本での「報」字が崩れたものを修正しようとしているが、そもそも「報」であることを認識できず、原本と異なるものになっている。古逸本では原本に従い、書き入れには従わない。田澤本の書き入れは、巻18後分の状況から、柏木から資料を入手する前のものと思われ、また、巻19の状況から版下を作る基盤的な資料として使われたとも考え難い⁶⁶。ただし、田澤本は底本

表5：田澤本の書入を古逸本に用いない例

原本字形のうち、巻19「湮」項については模写で示した。詳細は附表1を確認されたい。

| 見出字 | 原本 | 田澤本 | 黒川本 | 古逸本 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 巻18後 「放」 | 放 置 | 放 置 | 放 置 | 放 置 |
| 巻18後 「式」 | 報 也 | 報 也 | 報 也 | 報 也 |
| 巻19 「湮」 | 堙 | 堙 | 堙 | 堙 |
| 巻19 「澗」 (小助川63) | 澗 | 澗 | 澗 | 澗 |

の誤字をそのまま模写する態度ではなかったらしく、小助川1991で指摘されたような「尔雅」を「尔雅」と書くような誤写は少ない。このような知見が間接的に古逸本に反映された可能性はあるだろう。

4.1.2 冒頭が原本断片に基づく可能性

小助川1991は、原本の巻19と高山寺本が一致するのに対し、古逸本では異なっている箇所が複数あり、それらが古逸本の加筆と考えられることを指摘した⁶⁷。

本稿で調査した他の江戸期写本も原本に一致していて、古逸本の加筆が明らかな例は、小助川番号14「涑」⁶⁸などであろう(表6)。古逸本では「涑」のように作るのだが、断片丙でも、江戸期写本でも「浦」⁶⁹のように作っており、小助川1991の

表6：小助川指摘の古逸本加筆(一部)

| 見出字 | 原本 | 高山寺本 | 黒川本 | 古逸本 |
|--------------|----|------|-----|-----|
| 涑 (小助川2) | 涑 | 涑 | 涑 | 涑 |
| 涑 (小助川14) | 浦 | 浦 | 浦 | 涑 |

指摘通り、古逸本が改めたという判断が妥当である。小助川番号2の「涑」も、断片甲部と江戸期写本に共通した字体「涑」を説文に従うよう改めたと思われる。このような加筆のため、26行部分について原本と古逸本に参照関係を議論することが難しい。

断片甲は不鮮明な網点写真しか得られないけれども、断片丙・丁はより詳細な比較が可能なので、注文の字体・字形の詳細についても比較ができる。たとえば、「湮」の注文に見える「堙」である(表5)。これは、見出し字「湮」の関連字として挙げられたもので、原本・高山寺本・島田本では単に「堙」が「土」になった「堙」だが、山田以文本・森立之本・大東急本や伴信友本系列では旁が「堙」ではなく「𡗗𡗗𡗗𡗗大」のようになっている⁷⁰。原本は「土」の横に補空点と思しきものがあるが、少なくとも「𡗗𡗗𡗗𡗗大」ではない。田澤本では、これを「堙」に修正する見せ消ちが書き入れてあるが、古逸本では「堙」にはせず、「𡗗𡗗𡗗𡗗大」で彫られている⁷¹。

⁶⁶ 田澤本では略字で書写されている箇所がかなり多く(國→国、門→門、堯→尧など)、それらも修正しなければ、古逸本のような姿にはならない。版下書写人や刻工の技能については未調査ではあるが、もし他の江戸期写本のような資料も利用できたのであれば、田澤本が他の資料より優先すべきものだったとは考え難い。

⁶⁷ 小助川番号2,6,7,10,11。

⁶⁸ いま、説文と古逸本の字体に従った。原本玉篇の注文「説文小雨落也」は大徐本における「涑」に似た小篆の説解「小雨零貌」に整合する。しかし、康熙字典などが定義する「涑」は「漬」の古文とされていて、「小雨零貌」に整合するのは「灑」である。「涑」と「灑」の関連づけは集韻以降と思われる。平安時代漢字字書総合データベースの萬象名義および宋本玉篇データベースではこの見出し字を「灑」によって表記している。

⁶⁹ より正確には右上の点がなく「𡗗𡗗𡗗𡗗十月」である。萬象名義では「浦」につくるが、現在通用の意味での「浦」は別の見出し字として掲出されているので、現存の萬象名義の誤写であろう。小助川1991は断片丙の報告前に書かれたが、そこで予測された原本の字体は正に高田2018が報告したものであり、慧眼と言えよう。

⁷⁰ このような字形にした理由は不明だが、原本玉篇の注文は末尾で「説文は見出し字として掲出するが、玉篇では他の部首に移動した古文・籀文について、移動後の位置を注文で列挙する」状況がしばしばあり、その連想で「堙」を古文らしく書こうとした可能性が考えられる。ここでの「堙」は説文とは関係がない。

⁷¹ このことも、高山寺本が山田以文本より古いかのように見える特徴の一つである。

このような差異を追ってみると、伴信友本系列の状況が反映されているものが断片丙の「決」にも見られる(表7)。「決」の見出し字の傍は、原本では「央」ではなく「𠄎𠄎𠄎ロ一人」のように書く⁷²。実際、高山寺本・山田以文本・森立之本・大東急本・島田本でもそのようになっている。一方、伴信友本系列および古逸本では現代通行の字形のように「央」である。これだけでは古逸本が「央」に修正した可能性も考えられるが、この項の注文での字形を見ると、古逸本の中でも全てを「央」に統一せず、2つが混在している。その現れ方は伴信友本・黒川本・静嘉堂本に近い⁷³。基礎的な版下は、原本の断片丙・丁部ではなく伴信友本系に近い模写本で作られ、この箇所はそのままにされたと思われる。

表7：断片丙の「決」字

原本字形のうち、注文1、4の原本および高山寺本については模写で示した。詳細な状況は附表1、附表2を参照されたい。

| | 原本 | 高山寺本 | 田澤本 | 黒川本 | 古逸本 |
|------|-----|------|-----|-----|-----|
| 見出し字 | 決 | 𠄎𠄎𠄎 | 決 | 決 | 決 |
| 注文1 | 𠄎𠄎𠄎 | 𠄎𠄎𠄎 | 決 | 決 | 決 |
| 注文4 | 𠄎𠄎𠄎 | 𠄎𠄎𠄎 | 決 | 決 | 決 |

4.2 江戸期写本の前後関係推定

3.5.1節で高山寺本・山田以文本・森立之本の前後関係について述べたように、江戸期写本の書き入れに関して「原本通りの書き入れがあるものが古く、それが脱落しているものは新しい」とい

う理解で系列を分析しようとするとう整合性がとれない。

いま、行款と錯簡の状態を指標にして、

- A) 1頁あたり6行の行款であるグループ(高山寺本、山田以文本)
- B) 改行位置は同じだが1頁あたり5行の行款で、残巻冒頭に丙甲乙丁錯簡が無いグループ(いま島田本のみ)
- C) 改行位置は同じだが1頁あたり5行に相当する行款で、残巻冒頭に丙甲乙丁錯簡が有るグループ(伴信友本系列、森立之本、大東急本)
- D) 丙甲乙丁錯簡はあるが、改行位置が異なるグループ(いま足代本のみ)

の4グループに分け、これらの前後関係を考えてみる。

Aグループは第1、2葉が入れ替わった錯簡があった。Cグループは、既に錯簡がある底本から異なる行款で模写した状態であるから、CグループはAグループから派生したと思われる。

Bグループは、錯簡の状態からAグループより前の時点で分岐した系列と思われる。

Dグループは、錯簡はA、Cグループと共通であるものの、脱落が多く、いま分岐のC以前・以降を推測し難い。

AとCの前後関係は、原本玉篇の資料を集めていた蔵書家・学者が活動していた時期を考えても同様の関係が推測される。山田以文本は、山田の卒年から1835年以前の書写と一般に考えられている(長澤1940, 高田2018)。

もう一つの系列の祖となった伴信友本には天保6年(1835)の跋がある。森立之はさらに後の人物であり、巻18後分の末には慶応乙丑(1865)

を使う。

使用4箇所目(杜預曰決と、注文4)は原本・田澤本・木村正辭本のみ「央」で、他本は「𠄎𠄎𠄎ロ一人」の字形を使う。

ここで、注文1においては森立之本が「央」であるのに対し、大東急本は「𠄎𠄎𠄎ロ一人」という違いがある。大東急本→森立之本という関係はb17の見せ消ち点の脱落から否定されたが、この違いから森立之本→大東急本という関係も否定される。

⁷² 萬象名義でも「𠄎𠄎𠄎ロ一人」の字形である。

⁷³ この項の注文では、当該字は7回使われる。田澤本・木村正辭本は見出し字も注文も全て傍に「央」を使うが、それ以外の模写本や原本では揃っておらず、「𠄎𠄎𠄎ロ一人」と「央」あるいは「史」「央」が見える。ここでは明確な差として「𠄎𠄎𠄎ロ一人」とそれ以外(いま「央」で代表する)という区別をする。

注文での使用1箇所目(毛詩惟水決と、注文1)においては、原本・高山寺本・山田以文本・大東急本・島田本が「𠄎𠄎𠄎ロ一人」の字形を使い、他本は「央」

の年記がある⁷⁴。グループAよりもグループCが後に成立したと考えるのが自然であろう。

しかし、原本にある書き入れの伝播を見ると、多くの模写本にも残るb07やb12がグループAでは脱落していることから、グループCは現存する各本の成立は後であっても、あたかもその祖本はグループAより古いかのように見える。

さらに問題を難しくするのは、原本には無い誤写とその見せ消ちがグループA、C両方に見える場合があり、どの本が最も古い状態を示しているのか、説明がつかないことである。

3.5.1節で述べたように、原本にある書き入れb07が高山寺本にないことから、山田以文本や森立之本は、あたかも高山寺本よりも古い時点で分岐したかのように見える。さらにb12の状況からは、山田以文本よりも森立之本の方が原本に近いと、山田以文本よりも古い時点で分岐したかのように見える。しかし、原本にも高山寺本にも無いc06（誤写とその見せ消ち）が森立之本に見えることは、森立之本が最も早く分岐したという推測と両立できない。

これらを説明しようとする、以下のような仮説が考えられる。

- (ア) 巻19の模写は、細かく断裂した別々の模写を組み合わせて成立し、b07、b12、c06はそれぞれ別々の経緯を辿っていた。
- (イ) b12の脱落は高山寺本と山田以文本で個別に起きていたもので、共通の祖本で脱落したことを意味しない。
- (ウ) b07、b12などの書き入れは別の模写本から転記したものである。

しかし以下のようにどの仮説にも難点がある。

(ア)について考えると、b07、b12、c06は断裂がない127行部分の書入れで、断片的な模写本が別々に流通した記録もない。「そのように断裂した模写本」を複数仮定して説明するというのは強引に感ぜられる。

(イ)は意図的な要素がない説明だが、この立場を押し進めると、そもそも巻19の江戸期写本に引き継がれた少数の書き入れで系列を分析することの妥当性が問題となるだろう。

(ウ)は、文献によってはそのような模写本の加筆もありうるだろう⁷⁵。例えば、伴信友本系列にのみ見られるc05について考えてみると、原本で「毛詩洒奠斝」であったテキストの「斝」が伝写の過程で同定不能な図形に変化してしまい、後に見せ消ちで「斝」に補正したものである⁷⁶。この文字が「斝」であることをどのようにして知ただろうか。まず考え得るのは、毛詩の中の対応する箇所を用いて修正した可能性である。この箇所で見られているのはおそらく毛詩の大雅、生民之什の行輩に見える「洗爵奠斝」であろう。しかし、修正すべき文字は「斝」である⁷⁷。江戸時代に宋版以降の毛詩を引いて修正したとすれば「斝」への修正はやや不可解である。「斝」は他の原本玉篇の模写本から持ち込まれたものと考えたほうが単純であろう⁷⁸。同様に森立之本におけるb12も高山寺本や山田以文本のように原本にあった見せ消ちを失った状態がまずあり、後に見せ消ちを加えた可能性も考えられなくはない。この箇所は、釋名の釋飲食にある「生淪蔥薤曰兌」を引いたものと考えられ、「薤」を書くべきところが「燕」

⁷⁴ 森立之本は巻18後分の「般」の後に紙が挟んであり「二五欠一行 五等軒 柏木本軒作斬」とある。黎庶昌・楊守敬が原本玉篇を調査している際に森立之本も自分の模写本を確認したと思われる。

⁷⁵ 例えば、清代の説文の翻刻本は、複数の説文学者がそれぞれ別々に資料を校合して作っていたので、加筆の根拠となった資料が箇所ごとに異なる状況もあった。

⁷⁶ 伴信友本系列は、伴信友本から貸与のための副本が作られ、そこから黒川本、田澤本、静嘉堂本、木村正辭本が派生したと推測されている（浜田2008, p.48）。伴信友自身が修正しようとして加えた見せ消

ちであれば、貸与本でそのまま見せ消ちにしておくのはやや奇妙に感ぜられる。すると、伴信友本の底本となった「或人」の模写本の段階から存在した可能性もあるだろう。

⁷⁷ 万象名義でも「斝」ではなく説文に従って「罍」につくる。宋本玉篇は「罍」と「斝」を別の見出し字で掲出する（字音、字義は同じ）。

⁷⁸ そもそも原本玉篇で引かれる典籍は、現行テキストと異なる用字になっている場合がしばしばあり、注文を宋代以降のテキストを使って校訂しようとする十数箇所の書き入れでは足りないであろう。

に訛ったものと思われる。もし、原本とは独立に、江戸時代に釋名を引いて修正したのであれば、

「燕」だけを修正するだけでは足りず、「白溢惹燕」全体も修正される筈である。「燕」だけが修正されていることを考えると、この箇所は釋名によって修正したのではなく、他の模写本から見せ消ちを転記したと考えることも可能であろう。

しかし、浜田2008で報告された巻09の状況を見ると、狩谷椽齋本系列および伴信友本系列には相互に補い得る書き入れの脱落が残ったままである。伴信友本系列でありながら狩谷椽齋本系列から語部を導入した木村正辭本でも、書き入れの転記まではしていない。このことを考えると、巻09で起きなかった書き入れの転記が巻19では起きたとも考え難い。

前後関係の推定には、小助川1991が行ったような、書き入れ以外の注文のテキストの全面的な比較が必要であろう。

5 小結

5.1 まとめ

本稿では、浜田2008の手法、すなわち原本にある書き入れが江戸期写本にどのように反映されているかを比較する手法を巻19に適用して、江戸期写本の近縁関係と、古逸本における巻19の底本、また楊守敬旧蔵の断片丙・丁部が古逸本に使われた可能性について検討した。その結果、以下のことがわかった。

●江戸期写本・古逸本の近縁関係

- ▶江戸期写本のうち、高山寺本と山田以文本は行款もテキストも近い関係があり(3.5.1節)、錯簡が生じた直後の状態を残していると思われる。ただし、どちらが古いかはまだ確定できない(4.2節)。
- ▶伴信友本、黒川春村本、静嘉堂本、木村正辭本には原本には無い特有の見せ消ちがあり、同一系列であることが分かる。巻09, 27ではこれらと同一系列であった田澤仲舒本にはこの見せ消ちが無いけれども、書き入れを本

文に埋め込むなどしており、見せ消ちも本文に反映させたと思われる(3.5.1節)。

- ▶巻18後分との合冊の順序や、錯簡がある断片甲・丙の境界の模写の様子が異なるため、森立之本は伴信友本系列から派生したものではない。大東急本は改丁箇所が森立之本と符合することから、両者に近縁関係があるように思われる(3.6節)。ただし、両本と原本の類似点には相反する部分があるので、相互参照の関係は考え難い(3.5.1節および脚注73)。

- ▶島田篁村本は本稿で調査したどの江戸期写本とも錯簡の順序が異なり、別の系列から模写されたと思われる(3.5.2節)。

●楊守敬旧蔵の断片丙・丁は古逸本に利用されたか

- ▶基本的な版下は江戸期写本から来ており、巻09と同様に伴信友本系と思われる(4.1.2節)。ただし大半の江戸期写本では失われている書入れが古逸本に見えることから、楊守敬旧蔵の断片丙・丁も校正や書入れの補充などの資料として用いられた可能性がある(4.1節)。

5.2 今後の課題

本稿では、浜田2008の手法を巻19写本に適用したが、原本にある書き入れだけでは江戸期写本の系列分析には十分に違いが現れなかった。そのため、原本に無い特有の書入れがある伴信友本系列は判別できたが、高山寺本・山田以文本・森立之本・大東急本の前後関係などは不明である。本稿執筆時点ではまだ十分に整理できていないが、小助川1991が調査した部分だけに注目して江戸期写本群の状況を調査してもあまりはっきりした違いは出てこない。江戸期写本群の全面的なテキスト比較は膨大すぎるので、何等かの絞り込みをかけた上での比較で予備調査することを考えたい。

また、現在では原本の高品質な影印が得られている巻18後分については、もはや江戸期写本を研究対象とする動機は小さいように思われているが、尊勝院の所蔵状況や流出過程を理解するには巻18後分もあらためて研究する必要があるだろ

う⁷⁹。

謝辞

本稿は科研費課題番号16K004600A, 19K12716の成果を含みます。本稿の執筆にあたって、馮先思博士、高田時雄先生、池田証壽先生には様々な重要な情報を頂きました。劉冠偉先生、李媛博士、大岩本幸次先生、王正先生にも有益な議論を頂きました。また、大東急記念文庫の皆様には貴重資料の閲覧調査についてご高配を賜りました。本稿の結論と課題を整理するにあたり、本誌査読者二名の方々に丁寧な査読を賜り、大きく改善することができました。皆様に心より感謝いたします。

参考文献

池田証壽：「平安時代漢字字書総合データベース—現状と課題2014夏」, シンポジウム『漢デジ2014：デジタル翻刻と未来』講演資料 (2014-08-05), <http://hdl.handle.net/2115/59207>

池田証壽：「高山寺蔵『顧野王玉篇水部之缺』(影印)」, 『高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集(平成28年度)』, 2017, pp.3-5.

池田証壽：平安時代漢字字書総合データベース, <https://hdic.jp/> (2020/08/30閲覧)

大槻如電：『愛古堂所蔵展覧品目』, (1893) 早稲田大学デジタルアーカイブ 請求記号 文庫08 A0294

岡井慎吾：『玉篇の研究』, 東洋文庫論叢 第19, 1933 (昭和8年), doi 10.11501/1147873

岡井慎吾：『柿堂存稿』, 有七絶堂, 1935 (昭和10年), doi 10.11501/1233697

柏木探古：「玉篇卷18後分」跋文, 探古書屋, 1882 (明治15年), doi 10.11501/1087731, 跋文は<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1087731/24>

川瀬一馬：「讀書觀籍日録(七)」, 『書誌学』第6巻1

号, 1936 (昭和11年), pp.35-39.

川瀬一馬：「玉篇水部の斷簡に就いて」, 『椎園』第1輯, 1937 (昭和12年), pp.1-3. 断片甲部の写真『古筆 玉篇水部断簡(全幅)』は本文中ではなく巻頭にあり、遠隔複写申し込み等の際には注意されたい。

川瀬一馬：「玉篇水部の斷簡に就いて」, 『日本書誌學之研究』, 1943 (昭和18年), pp.1479-1482.

川瀬一馬：「大槻家舊藏書目」, 『かがみ』第31/32巻 (1998-03), pp.84-117.

川瀬一馬：『日本における書籍蒐蔵の歴史』, ペリカン社, 1999, ISBN 4831508632.

許敬宗：『文館詞林 存卷668(存首7篇) 唐許敬宗等奉勅編 弘仁14年寫』, http://db.sido.keio.ac.jp/kanseki/T_bib_frame.php?id=000062

久保尾俊郎：「『玉篇』を携帯してきた僧のこと」, 『ふみくら』, No. 84 (2013-10-21), pp.6-7.

小助川貞次：「高山寺蔵『顧野王玉篇水部之缺』について」, 高山寺典籍文書総合調査団研究報告論集(平成2年度), 1991, pp.79-92.

坂本昭二, 岡田至弘：「古文書料紙の科学分析データベースの構築に向けて」, 情報処理学会研究報告, 2015-CH-105(1), pp.1-6.

神宮司廳：『延喜鈔本玉篇 背書皇大神宮禰宜譜圖帳・皇大神宮禰宜補任次第』, 1935 (昭和10年).

高田時雄：「中国学 わたしの一冊『玉篇』雑記」, 『未明』33号 (2015-03), pp.109-122, doi 10.24546/81012077

高田時雄：「顧野王原本玉篇水部殘卷について」, 『敦煌寫本研究年報』12号 (2018-03-31), pp.165-174, doi 10.14989/DunhuangNianbao_12_165

趙曉慶・張民權：「《新修玉篇》之《玉篇》底本考」, 『中國文字研究』, 2017(1), pp.130-137.

東方文化學院：『玉篇：古鈔本』, 東方文化叢書 第6, 1932 (昭和7年)~1935 (昭和10年).

長澤規矩也：「原本古寫本斷簡の行方」, 『書誌學』第14巻第4號, 1940 (昭和15年) 4月。本稿では長澤規

⁷⁹ たとえば、池田2017は巻19が卷子装→折本装→卷子装という過程を経たことを実証し、最後の改装は模写本作成のためと推測した。3.4.1に整理したように、江戸期写本と古逸本、また東方文化叢書影印の

間には出入りがあるが、これらは巻18後分に同様の改装を経ていると仮定すると説明できるか、という問いがあるだろう。

矩也著作集 4 卷, pp.28-31によった。

長澤規矩也:「古逸叢書の信憑性について」『宇野哲人先生白壽祝賀記念東洋學論叢』, 1974, pp.777-790, 本稿では長澤規矩也著作集第 1 卷, pp.489-502 によった。

浜田秀:「原本玉篇の近世写本群と書誌学的ネットワーク」, 『山辺道』51巻 (2008-02), pp.37-72, <https://opac.tenri-u.ac.jp/opac/repository/metadata/3137/>

森鹿三:「所在未詳の文館詞林」, 『書誌学論集: 神田博士還暦記念』, 1957, pp.503-516.

楊正業、馮舒冉、魏現軍、楊濤:『古佚三書:《上元本玉篇》《韻》《小学鉤沈》』, 四川辞書出版社, 2013, ISBN 9787806828267

羅振玉:『原本玉篇殘卷』, 1916 (民國 6 年) ~1917 (民國 7 年)。卷09早稲田大学現蔵部分は1916年, 卷09 京都国立博物館現蔵部分及び巻24, 27は1917年発行。後者は大居司蔵本のデジタル画像がInternet Archiveで公開されている。

<https://archive.org/details/yuanbenyupiancanjuan1917luo>

李媛:「楊守敬旧蔵の日本古辞書についての研究—『篆隸萬象名義』を中心に」, 富士ゼロックス株式会社小林基金2015年度研究助成論文 (2016-10), <https://assets.fujixerox.co.jp/files/2018-06/49c97d3b5a2ba53477a3ea3cd01f428f900.pdf> (2020/08/30閲覧)

黎庶昌:『古逸叢書』, 1882 (光緒 8 年) ~1884 (光緒 10年), 原本玉篇部分は国会図書館デジタルライブラリで公開されている。doi 10.11501/2552999, 10.11501/2553000, また別の画像としてdoi 10.11501/2598256, 10.11501/2598257.

渡邊剛毅 (監修):『臨南寺学術研究資料集成 第二 中華民国国立故宮博物院蔵 原本玉篇』, 椋伽林, 1994, 非売品, NII書誌ID BA4368113X.

附録

表 5 および表 7 において、高田2018および池田2017を引く原本の注文字形については、元の写真が不鮮明であるため本稿では模写を用いた。元の写真と、写真に本稿の模写を重ねたものの対比を附表 1、附表 2 に示す。

附表 1: 原本丙部 (高田2018) に見える注文字形と本稿での模写字形

| | 高田2018 | 本稿模写 |
|---------------------|--------|------|
| 卷19 「湮」 注文「埋」 | | |
| 卷19 「決」 注文 1 | | |
| 卷19 「決」 注文 4 | | |

附表 2: 高山寺本 (池田2017) に見える注文図形と本稿での模写字形

| | 池田2017 | 本稿模写 |
|--------------------|--------|------|
| 卷19 「決」 注文 1 | | |
| 卷19 「決」 注文 4 | | |